

平成 2 3 年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		生活衛生営業指導費補助金		担当部局庁	健康局		作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度		昭和40年度		担当課室	生活衛生課		生活衛生課長 堀江 裕			
会計区分		一般会計		施策名	Ⅳ 4 5 生活衛生の向上・推進を図る					
根拠法令 (具体的な条項も記載)		生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第1項		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業(生衛業)について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、各都道府県の区域内における指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。 【生衛法第57条の4第1項に規定する事業】 ①生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。 ②生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。 ③第57条の12に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。 ④生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 ⑤生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ⑥上記の事業に附随する事業。 【補助率】1／2								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				20年度	21年度	22年度	23年度		24年度要求	
		予算 の 状 況	当初予算	609	578	492				
			補正予算		△ 51					
			繰越し等							
		計	609	527	492					
		執行額		486	472	463				
		執行率 (%)		79.8%	89.6%	94.1				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		振興計画の認定件数 ・達成水準:前年度以上 ・達成時期:毎年度			成果実績		513	517	517	—
					達成度	%	99%	101%	100%	
		日本政策金融公庫による生衛業への貸付 ・達成水準:前年度以上 ・達成時期:毎年度			成果実績		14,558	12,501	12,081	—
					達成度	%	99%	86%	96%	
		標準営業約款登録施設数 ・達成水準:前年度以上 ・達成時期:毎年度			成果実績		70,437	69,729	59,778	—
					達成度	%	99%	99%	86%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		相談指導件数			活動実績 (当初見込み)		46,208	47,328	25,302 (前年度以上)	—
		研修会等の開催件数			活動実績 (当初見込み)		255	99	83 (前年度以上)	—
		活性化促進事業の件数			活動実績 (当初見込み)		68	56	61 (前年度以上)	—
単位当たりコスト		【算出は困難】			算出根拠	当該補助金では複数の事業が実施されており、事業と成果との関係の把握が困難なため算出は困難である。				
平成 2 3 ・ 2 4 年度 予算 内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	廃止				行政刷新会議の指摘を踏まえ、補助金は廃止となった。					
	計									

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なもの限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		行政刷新会議の指摘を踏まえ、平成22年度をもって補助金は廃止となったところである。	
予算監視・効率化チームの所見			
		-	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

厚生労働省

492百万円

生衛法第63条第1項の規定に基づき都道府県へ補助
補助率 1/2



【補助】

A. 都道府県(47か所)

492百万円

都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助



【補助】

B. 都道府県生活衛生営業指導センター
(47か所)

492百万円

生衛法第57条の4に定められた事業の実施

- ・生衛業者に対する指導相談
- ・講習会等の開催
- ・情報収集・提供 等

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.東京都			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助金	19			
計		19	計		0
B.東京都生活衛生営業指導センター			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	経営指導員3名及び事務職員1名の給与	12			
その他	生衛業者に対する相談指導及び検討会、講習会開催経費等	7			
計		19	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	19		
2	栃木県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	14		
3	大阪府	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	13		
4	滋賀県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	13		
5	茨城県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	12		
6	鹿児島県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	12		
7	千葉県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	12		
8	愛知県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	12		
9	福島県	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	12		
10	北海道	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助	11		

支出先上位10者リスト

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	19		
2	栃木県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	14		
3	大阪府生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	13		
4	滋賀県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	13		
5	茨城県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	12		
6	鹿児島県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	12		
7	千葉県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	12		
8	愛知県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	12		
9	福島県生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	12		
10	北海道生活衛生営業指導センター	生衛業者に対する指導相談・講習会等の開催・情報収集等	11		